

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

規 則

- 規則第30号 宇治市火災予防規則の一部を改正する規則
.....（予防課）…2

告 示

- 告示第9号 道路法違反物件の保管.....（建設総務課）…2
- 告示第11号 令和6年能登半島地震により被害を受けた地域に
おける宇治市市税に関する申告期限等の延長.....（税務課）…3

消 防 本 部

- 訓令甲第3号 宇治市火災予防規程の一部を改正する規程.....3

公 営 企 業

- 公告第6号 宇治市公共下水道の事業計画の変更案の縦覧.....4

規則

宇治市火災予防規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。
令和5年12月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第30号

宇治市火災予防規則の一部を改正する規則

宇治市火災予防規則（昭和55年宇治市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による申請等）

第21条 この規則に基づく申請等（申請又は届出その他の手続をいう。以下この条において同じ。）については、当該申請等に係る規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に係るこの規則に規定する方法により行われたものとみなして、当該申請等に係るこの規則の規定を適用する。

別記様式第5号中「@」を削り、同様式の備考第3項を削る。

別記様式第7号中「@」を削り、同様式の備考第6項を削る。

別記様式第8号中「届出者」を
住所（電話番号）
氏名 @」

「届出者」に、「」を
住所
氏名
電話番号

「」に、「アンペアアワー・セル」を「キロワット時

全出力又は
蓄電池容量

」に改め、同様式の備考第3項中「定格容量の」を「蓄電池容量の」に、「定格容量を」を「蓄電池容量（定格容量）を」に改め、同様式の備考第6項を削る。

別記様式第9号中「@」を削り、同様式の備考第4項を削る。

別記様式第10号中「届出者」を
住所（電話番号）
氏名 @」

「届出者」に改め、同様式の備考第3項を削る。
住所
氏名
電話番号

別記様式第15号の3中「届出者」を
住所（電話番号）
氏名 @」

「届出者」に、
住所
氏名
電話番号

「」を

（電話番号）

」に改め、同様式の備考第3項

電話番号

を削る。

別記様式第16号中「届出者」住所
氏名 @
電話番号

「届出者」に「、及び」を「及び」に改め、
住所
氏名
電話番号

同様式の備考第3項を削る。

別記様式第16号の3中「届出者」住所
氏名 @
電話番号

「届出者」に改め、同様式の備考第2項を削り、備考第1項の項番号を削る。
住所
氏名
電話番号

別記様式第19号中「@」を削る。

別記様式第20号を削る。

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の宇治市火災予防条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

（揭示済）

告示

宇治市告示第9号

道路法違反物件の保管について

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の3第1項の規定により除去した違法放置等物件を同条第2項の規定により保管していますので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和6年1月29日

宇治市長 松村 淳子

1 保管した違法放置等物件

名称又は種類	形状	数量
カーブミラー	曲柱に鏡面2基が添架されている	1柱

2 保管した違法放置等物件が放置されていた場所

宇治池森30番地の30地先

3 違法放置等物件を除去した日時

令和6年1月24日午後4時

4 違法放置等物件の保管を開始した日時

令和6年1月24日午後4時30分

5 違法放置等物件の保管場所

宇治市役所維持課第2倉庫（宇治市菟道平町91番地の6）

（揭示済）

宇治市告示第11号

令和6年能登半島地震により被害を受けた地域における宇治市市税に関する申告期限等の延長について

地方税法（昭和25年法律第226号）又は宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に指定する地域に居住し、又は所在する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以後に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長します。

令和6年2月9日

宇治市長 松村 淳子

Table with 2 columns: 指定地域, 富山県、石川県

消防本部

宇治市消防本部訓令甲第3号

宇治市火災予防規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和5年12月28日

宇治市消防長 梅永 聖児

宇治市火災予防規程の一部を改正する規程

宇治市火災予防規程（令和3年宇治市消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第37条」を「一第38条」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（訓練の通報）

第4条の2 省令第3条第1項に規定する消火訓練及び避難訓練並びに省令第51条の8第4項に規定する避難訓練の通報は、自衛消防訓練通知書（別記様式第1号）又は口頭により、署長に行わなければならない。

第14条第4項中「別記様式第1号」を「別記様式第1号の2」に改める。

第15条第1項及び第2項中「署長」を「消防長又は署長」に改める。

第27条第2項各号列記以外の部分中「もの」を「ものうち、消防長が必要があると認めるもの」に改める。

第37条を第38条とし、第36条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による申請等）

第37条 この規程に基づく申請等（申請又は届出その他の手続をいう。以下この条において同じ。）については、当該申請等に係る規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に係るこの規程に規定する方法により行われたものとみなして、当該申請等に係るこの規程の規定を適用する。

別表第1政令第3条第1項第1号ロに規定する資格を有する者の項中「ことを証する書面」を「ことを証する書面又はその写し」に改め、同表政令第3条第1項第1号ハに規定する資格を有する者の項中「書面」を「書面又はその写し」に改め、同表省令第2条第1

号の2に規定する資格を有する者の項中「防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書面」を「防火対象物点検資格者に交付される免状」に改め、同表省令第2条第4号に規定する資格を有する者の項及び省令第2条第5号に規定する資格を有する者の項中「書面」を「書面又はその写し」に改め、同表省令第2条第6号に規定する資格を有する者の項中「証する書面」を「証する書面又はその写し」に改め、同表省令第2条第7号に規定する資格を有する者の項及び省令第2条第8号に規定する資格を有する者の項中「書面」を「書面又はその写し」に改める。

別表第2省令第4条の2の13第1項第1号に規定する資格を有する者の項から省令第4条の2の13第1項第3号に規定する資格を有する者の項までの規定中「書面」を「書面又はその写し」に改める。

別表第3政令第47条第1項第1号に規定する資格を有する者で政令第3条第1項第1号ロに該当するものの項中「証する書面」を「証する書面又はその写し」に改め、同表政令第47条第1項第2号に規定する資格を有する者の項及び政令第47条第1項第3号に規定する資格を有する者の項中「書面」を「書面又はその写し」に改め、同表省令第51条の5第1号の2に規定する資格を有する者の項中「防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書面」を「防災管理点検資格者に交付される免状」に改め、同表省令第51条の5第4号に規定する資格を有する者の項及び省令第51条の5第5号に規定する資格を有する者の項中「書面」を「書面又はその写し」に改め、同表省令第51条の5第6号に規定する資格を有する者の項中「証する書面」を「証する書面又はその写し」に改め、同表省令第51条の5第7号に規定する資格を有する者の項及び省令第51条の5第8号に規定する資格を有する者の項中「書面」を「書面又はその写し」に改める。

別記様式第1号を別記様式第1号の2とし、同様式の前に次の様式を加える。

別記様式第1号（第4条の2関係）

自衛消防訓練通知書

年 月 日

宇治市 消防署長宛て

防火管理者又は防災管理者 氏名 電話番号

次のとおり、訓練を実施しますので、通知します。

Table for fire drill notification with columns for location, name, date, time, and personnel dispatch options.

附則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

（揭示済）

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第6号

宇治市公共下水道の事業計画の変更案の縦覧について

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定により、宇治市公共下水道の事業計画を変更しようとするので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに宇治市長に意見書を提出することができます。

令和6年2月9日

宇治市長 松村 淳子

- 1 下水道の名称
宇治市公共下水道
- 2 予定処理区域
平成30年11月15日付け30山北土企第108号により協議を了した事業地
- 3 工事着手及び完成予定年月日
工事着手年月日 昭和53年3月16日
工事完成予定年月日 令和8年3月31日
- 4 事業計画の案の縦覧場所
宇治市上下水道部下水道計画課
- 5 縦覧期間
令和6年2月9日から同月26日まで